

2026年3月26日

各位

会社名	株式会社 BuySell Technologies
代表者名	代表取締役社長兼 CEO 徳重 浩介 (コード番号：7685 東証グロース)
問合せ先	取締役 CFO 小野 晃嗣 (TEL.03-3359-0830)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下、「本新株式発行」又は「発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年4月20日
(2) 発行する株式の種類および総数	当社普通株式 4,000株
(3) 発行価額	1株につき3,095円
(4) 発行総額	12,380,000円
(5) 割当予定先	当社取締役（監査等委員である取締役を除く。） 1名 4,000株

なお、本新株式発行は、当社が2026年3月31日を基準日、同年4月1日を効力発生日として予定している当社普通株式を1株につき2株の割合（以下、「本分割割合」といいます。）をもって分割する株式分割（以下、「本株式分割」といいます。）後に行われることになるため、上記における発行する株式の総数および発行価額は、本株式分割後の株式数を前提として定めております。

2. 発行の目的及び理由

2022年2月14日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と企業価値との連動性を一層強めることにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを、2022年2月14日の取締役会で決議しております。

また、2022年3月23日開催の第21回定時株主総会において、当該制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬とは別枠で、対象取締役に対して年額150百万円以内（うち社外取締役は25百万円以内）の金銭報酬債権を支給すること、割当株式総数（上限）を年30,000株（うち社外取締役は年5,000株以内）とすること、および譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割当日から3年間とすることにつき、ご承認をいただいております。

さらに、第21回定時株主総会における対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬の承認決議を受け、2023年3月23日開催の当社の取締役会において、当社従業員並びに子会社取締役に対しても、同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決定しております。

そして、指名・報酬諮問委員会の答申を経た上で、本日開催の当社の取締役会において、(1)対象取締役に対して金銭報酬債権を支給すること、(2)対象取締役（以下、「割当対象者」といいます。）が、会社法第203条第2項に従って、当社株式の引受けの申込みを行い、かつ、当社の定めた様式および内容の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件として、当社の取締役会決議に基づき、割当対象者1名に支給される、当社に対する金銭報酬債権の合計12,380,000円を現物出資財産として給付することにより、当

社の普通株式 4,000 株（以下、「本割当株式」といいます。）を割り当てることを決定いたしました。

（注）当社は、2025 年 1 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っており、さらに、2026 年 4 月 1 日付で効力発生予定の当社株式 1 株を 2 株に分割する株式分割の効力が発生した場合の割当株式総数（上限）は、年 120,000 株（うち社外取締役は年 20,000 株以内）となります。

<株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

2026 年 4 月 20 日から 2029 年 4 月 19 日まで

割当対象者は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

（２）譲渡制限の解除条件

割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、任期満了による退任、死亡による退任又は、その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合、払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から、退任した日を含む月までの月数を 36 で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。なお、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度終了後 3 ヶ月を超えていなかった場合には、3 ヶ月経過後に解除するものといたします。

（３）無償取得事由

上記（２）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 36 で除した数に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。なお、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度終了後 3 ヶ月を超えていなかった場合には、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は、割当対象者が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

（５）株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2026 年 3 月 25 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 6,190 円を本分割割合に応じて調整した 3,095 円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上